製 品 安 全 デ ー タ シ ー ト

1. 製造者情報

製造者	株式会社ヘルメチック
住所	東京都新宿区高田馬場 1-9-27
担当部門	研究室
ＴＥＬ	03-3200-7289
ＦＡＸ	03-3208-8234
作成日	2017 年 8 月 10 日
整理番号	GS-010

製品名　ガードシーラント４６０　グレー

---

2. 危険有害性要約

GHS 分類

物理化学的危険性

区分外

健康に対する有害性

急性毒性（吸入：蒸気）	区分 4

環境有害性

水生環境有害性（急性）	区分 1
水生環境有害性（長期間）	区分 1

※上記で記載のない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHS ラベル要素絵表示又はシンボル

注意喚起語：警告

危険有害性情報

・吸入すると有害。

・長期継続的影響によって水生生物に有害

安全対策

・使用前に取扱説明書を必ず読み、すべての注意事項を読み理解するまで取扱わないこと。

・ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。
・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
・環境への放出を避けること。
・保護メガネ、保護面を着用すること
・保護手袋を着用すること。
・取扱い後は良く手を洗うこと。
・この製品を使用する時に飲食または喫煙をしないこと。
・本来の用途以外に使用しないこと。

応急措置

・吸引した場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息
・皮膚に付着した場合は、多量の水と石鹸で優しく洗うこと。
・眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズが容易に外せる場合は外すこと。洗浄を続けること。
・気分が悪い時は、医師の診断、手当を受けること。
・誤って飲み込んだ場合はできるだけ早く医師の診断を受ける。
・皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当を受けること。
・眼の刺激が続く場合は、医師の診断、手当を受けること。

保管

・子供の手の届かないところに保管する。
・施錠して保管すること。
・涼しい所、換気の良い場所で保管すること。

廃棄

・環境への放出を避けること。
・内容物や容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託業務すること。

---

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別：混合物

化学名又は一般名：変成シリコン系樹脂

用途：業務用　建築用シーリング剤、防蟻用シーリング剤

成　分　名	含有量Wt.%	CAS No.	化審法	労衛法
エトフェンプロックス	1~5	80844-07-1	(3)-3981	
ソーダ石灰ホウケイ酸ガラス	1~3	65997-17-3	非公開	非公開

酸化チタン	1未満	13463-67-7	(1)-558	
カーボンブラック	1未満	1333-86-4	(5)-5222	
有機スズ化合物	1未満	非公開	非公開	非公開

---

4. 応急措置

眼に入った場合

多量の水で注意深く洗うこと。コンタクトレンズが容易に外せる場合は外すこと。洗浄を続けること。

できるだけ早く医師の診断、手当を受けること。

皮膚に付着した場合

多量の水と石鹸で洗うこと。

溶剤やシンナーは使用しない。

外観に異常が見られたり、痛みがある場合には医師の診断、手当を受ける。

吸入した場合

直ちに空気の新鮮な場所に移動し、安静にする。異常があれば速やかに医師の診察を受ける。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。

誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。

医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

応急措置をする者の保護

救助者は必要に応じて適切な保護具を着用すること。

---

5. 火災時の措置

消火剤

・粉末消火剤、泡消火剤、炭酸ガス、乾燥砂、水。

特有の危険有害性

・可燃性物質：燃えるが容易に発火しない。

特有の消火方法

・消火活動は風上より行う。

・指定された消火器、消火剤を使用すること。

消火を行う者の保護

・空気呼吸器を含め適切な防護服（耐熱性）を着用する。

---

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置

関係者以外の立入りを禁止する。

・漏洩場所を換気する。

・漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。

・作業の際には適切な保護具を着用する。

環境に対する注意事項

・環境中に放出してはならない。

・河川などへ排出され、環境への影響を起こさせないように注意する。

・希釈水は汚染を引き起こすおそれがある。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

・流動性がない製品であるので、漏出のおそれはないが、漏出物は密閉出来る容器に回収し、安全な場所に移す。

・乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。

・付着物、廃棄物などは、関係法律に基づいて処置すること。

二次災害の防止策

・排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

・床面に残ると滑る危険性があるため、こまめに処理する。

---

7. 取扱いおよび保管上の注意

取扱

・保護具を着用する。

・火気注意。

・換気のよい所で取り扱う。

・皮膚、粘膜、又は着衣に触たり、目に入らぬよう保護具を着用する。

・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

・取扱い後は、手、顔等は良く洗い、うがいをする。

保管上の注意

・特に技術的な対策は必要としない。

・湿気を避けて、日光の直射を避ける。湿気厳禁。

・通風の良いところに保管する。

・温度が４０℃以上になるところには置かないこと。(5～35℃)

・開封後は、速やかに使い切ること。

・火気、熱源から遠ざけて保管する。火気注意。

・子供の手の届かないところに保管する。

---

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度／許容濃度

エトフェンプロックス　　許容濃度　3mg/m^3

酸化チタン　　許容濃度　産衛学会　0.3mg/m^3

TWA　10mg/m^3

カーボンブラック　　許容濃度　産衛学会　1mg/m^3

TWA　3mg/m^3

設備対策

・十分に換気しながらご使用すること。

・貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置した方が良い。

保護具　：呼吸用保護具

換気が不十分な場合には、適当な呼吸器保護具を着用すること。

保護眼鏡：着用すること。

保護手袋：有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質ものを着用する。

保護衣　：取扱う場合には、皮膚を直接曝させないような衣類を着けること。

---

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態：固体

形状　　：ペースト状

色　　：グレー

臭気　　：微臭

沸点　　：情報なし

引火点　　：63℃

比重　　：1.30±0.05g/cm^3

粘度　　：1000～1800Pa·s

溶解度　　：有機溶剤に可溶、水に不溶。

密度　　：1.24(23℃)

その他　　：水に不溶。

---

10. 安定性及び反応性

安定性　　通常の条件下では安定である。

反応性　　空気中の湿気と反応硬化するが、通常の使用では危険な反応はない。

避けるべき条件　　データなし。
混触危険物質　　酸化性物質、その他一般的な混触禁止物質との混触を避ける。
危険有害な分解生成物　燃焼により CO 等の有害ガスを発生するおそれがある。

---

11. 有害性情報

急性毒性（吸入：蒸気）　　区分 4 とした。

---

12. 環境影響情報

漏洩時・廃棄などの際には、環境に影響を与えるおそれがあるので、取扱いに注意する。

水生環境有害性（急性毒性）: 区分 1
水生環境有害性（長期間）　: 区分 1
生態毒性　　: 情報なし。
オゾン層への有害性　　: データなし。

---

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃油又は廃油と廃プラスチック類との混合に分類される（管理型産業廃棄物）
乾燥物は廃プラスチック類に分類される（安定型産業廃棄物）

汚染容器及び包装

空容器類を廃棄する時は、内容物を完全に除去した後に産業廃棄物として処理又は回収にまわす。
外箱、紙管など紙製容器・包装は、回収または紙くずとして処理。
プラスチック製のボトル、チューブ、ノズル、袋などは、廃プラスチック類として処理。

---

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報　　IMO の規定に従う

UN No.　　3077

国連輸送名	ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, SOLID, N.O.S.
国連分類	9
容器等級	Ⅲ
海洋汚染物質	Applicable
航空規制情報	ICAO／IATA の規定に従う
UN No.	3077
国連輸送名	ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, SOLID, N.O.S.
国連分類	9
容器等級	Ⅲ

国内規制

陸上規制情報	該当しない。
海上輸送	船舶安全法に定めるところに従う。
航空輸送	航空法に定めるところに従う。
特別安全対策	容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。 取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。

緊急時応急措置指針番号　171

---

15. 適用法令

労働安全衛生法：通知対象物質　エトフェンプロックス、酸化チタン、カーボンブラック、スズ及びその化合物

消防法：指定可燃物（可燃性固体）

PRTR 法：第 1 種指定化学物質　エトフェンプロックス

外国為替及び外国貿易法　輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項

---

16. その他の情報

原料メーカーの SDS

GHS 対応ガイドライン（日本化学工業協会）

ホルムアルデヒド基準：F☆☆☆☆

このSDSは、弊社の製品を適正にご使用戴く為に必要で注意しなければならない事項を簡潔にまとめたもので、通常の取扱いを対象としたものです。
記載内容については現時点で入手した危険、有害の評価は、必ずしも十分ではありませんので、取り扱いには十分注意して下さい。
このSDSは、法令の改正や新しい知見により予告なく改訂する場合がございますので最新版であるかどうかご確認下さい。

以上